

北上市

一般廃棄物処理業

許可申請等の手引き



環境政策課 ごみ減量係

令和3年1月

1. 廃棄物について

■ 廃棄物とは？

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚泥又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）を指します。

■ 廃棄物の分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに大別されています。産業廃棄物は、事業活動に伴い排出されるもので、法及び政令により以下の20品目が定められています。一方、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物とされていますので、廃棄物を分類するには、まず産業廃棄物に該当するかどうかを判断する必要があります。

産業廃棄物（廃棄物処理法で定める20種類）		
業種	種類	具体的な対象例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	木炭、重油、石炭がらなどの焼却物の焼却灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	② 汚泥	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状の物、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③ 廃油	食用油、エンジン油、絶縁油、洗浄油、切削油、タールピッチ等
	④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸 各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液 自動車用不凍液すべてのアルカリ性廃液、 自動車用不凍液等
	⑥ 廃プラスチック類	発泡スチロール、ビニール類、合成繊維くず、 合成ゴムくず（廃タイヤ含む）等
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	刃物類、鉄、銅線、アルミサッシ、ボルト、 スプレー缶、一斗缶、金具等
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、 タイル、瓦、石膏ボード等
	⑩ 鉱さい	鑄物廃砂、溶解炉のかす、不良石炭、 粉炭かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じた

		コンクリート破片、アスファルト破片、 その他これらに類する不要物
	⑫ばいじん	ばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	工作物の新築、改築または除去により生じた包装材、段ボール、壁紙等
		パルプ、紙、紙加工品、書籍等
	⑭木くず	工作物の新築、改築または除去により生じた型砕、足場材、建具工事等の残材、 抜根・伐採木、木造解体材等
		残材、チップ、おがくず等
		リース後の木製の家具や器具類
		木製電柱、木製電線ドラム等
	⑮繊維くず	貨物の流通のために使用した木製パレット
		工作物の新築、改築または除去により生じた廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維
	⑯動物系固形不要物	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維
		魚、獣のあら、発酵かす等原料として使用した動植物性の固形状の不要物
⑰動物のふん尿	家畜の解体等により生ずる骨等の固形状の不要物	
⑱動物の死体	牛、馬、豚、羊、にわとり等のふん尿	
	牛、馬、豚、羊、にわとり等の死体	
	⑳	①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

■事業系一般廃棄物とは？

事業活動に伴い排出される廃棄物であり、産業廃棄物に該当しないものを指します。代表的なものは、事務用の書類くずや飲食店の生ごみなどです。これに対し、家庭から排出される廃棄物は家庭系一般廃棄物と言います。

事業系一般廃棄物を排出する事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務を負います。よって事業者は、自己処理（岩手中部クリーンセンターに直接搬入）や廃棄物処理業許可業者に処理を委託することで、この排出者責任を全うしなければなりません。

2. 一般廃棄物処理業の種類と許可について

他社が排出した一般廃棄物を、処理手数料を徴収して収集運搬または処分する場合、一般廃棄物の処理を業として営む行為となるので、一般廃棄物処理業の許可が必要となります。なお、自社が排出した一般廃棄物を自ら収集運搬をする行為は、廃棄物の処理を業として営むわけではないので一般廃棄物処理業の許可は不要となります。

■ 自区内処理の原則

市町村は、その区域内における一般廃棄物についての事務を所管し、計画を立てて処理を進めています。このことから、一般廃棄物は市町村間を移動することは予定されておらず、各市町村内で排出された一般廃棄物はその区域内で処理することが原則とされています。これを「自区内処理の原則」と言います。

一般廃棄物処理業の許可も市町村が定める計画に基づくものなので、許可を受けた業者にも「自区内処理の原則」が適用されます。よって、収集した一般廃棄物はその区域を越えて他市町村に運び込むことはできません。ただし、発生元の市町村が特別に認めた場合は、市町村の区域を超えた移動が可能になることもあります。

■ 一般廃棄物収集運搬業

排出事業者から委託を受けて一般廃棄物を収集しクリーンセンター等に搬入する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。一般廃棄物収集運搬業には、積替え保管(※)を含む場合と含まない場合とがありますが、特に記載のない場合は積替え保管を含まない許可となっています。

※積替え保管…収集運搬業者が廃棄物を運搬する過程において、一旦廃棄物を降ろして積替えや保管をすること

■ 一般廃棄物処分業

排出事業者から委託を受けて一般廃棄物を処分する場合は、一般廃棄物処理業の許可が必要になります。処分は、中間処理と最終処分に分けられ、中間処理は脱水、破碎、乾燥、焼却などの再生や減容を目的とするものが含まれ、最終処分には埋立が含まれます。

■ 一般廃棄物処理業許可の原則

一般廃棄物処理業の許可は市町村長の権限に依りますが、原則として以下の条件に適合していると認められる場合でなければ許可することができません。

- ①当該市町村による一般廃棄物の収集運搬処分が困難であること。
- ②申請内容が一般廃棄物処理基本計画に適合するものであること。
- ③事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- ④申請者が欠格条項のいずれにも該当しないこと。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項を参照

3. 許可申請の手続きについて

■業の区分

- (1) 一般廃棄物収集運搬業
- (2) 一般廃棄物処分業

■許可手続きの区分

- (1) 新規許可
現行の体制で適正処理がなされているため、新規業者の許可は行いません。
- (2) 更新許可
許可を取得した者は、定められた許可期間の満了時に更新許可を受けなければ許可の効力を失います。許可期間は2年間です。

■許可の基準

- (1) 申請者の能力に係る基準
 - ア. 一般廃棄物の収集運搬処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - イ. 一般廃棄物の収集運搬処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業の施設に係る基準
 - ア. 一般廃棄物が飛散、流出し、または悪臭が漏れるおそれのない運搬車等の運搬施設を有すること。
 - イ. 保管施設を有する場合は、一般廃棄物が飛散、流出し、また地下に浸透し、悪臭が発生しないように必要な措置を講じた施設であること。
- (3) 一般廃棄物処理業の施設に係る基準
 - ア. 処分の対象となる一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
 - イ. 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、また地下に浸透し、悪臭が発生しないように必要な措置を講じた施設であること。

4. 申請書類について

許可申請時には、業の区分毎に以下の書類を提出してください。ただし、内容に変更のない場合に限り、書類又は図面の添付を省略することができます。

書類名	収集運搬業 (法人)	収集運搬業 (個人)	処分業
許可申請書（様式第1号）	○	○	○
事業計画書	○	○	○
受託先一覧	○	○	○
位置図	○	○	○
場内配置図 （事務室、休憩室、車庫、倉庫、他の施設など）	○	○	○
定款	○		○
住民票		○	
法人登記事項証明 （履歴事項全部証明書）	○		○
役員名簿	○		○
法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類	○	○	○
許可を受けたい車両一覧表、車検証の写し、車両の3面写真	○	○	
一般廃棄物処理施設設置許可の写し			○
廃棄物処理設備の能力、規模、構造図（図面、カタログ等）			○
積替保管施設の構造図	○	○	○
決算報告書 1年分	○		○
納税証明書（法人税、法人市民税、法人県民税） 1年分	○		○
納税証明書（市民税） 1年分		○	
確定申告書の写し 1年分		○	
固定資産税・土地・家屋課税明細書の写し 1年分		○	

5. 申請手数料について

許可申請をする際は、申請手数料を納入していただきます。納入方法は、納入通知書を用い指定金融機関にて納入してください。

- (1) 一般廃棄物処理業の許可申請手数料 1件につき10,000円
- (2) 許可証再交付申請手数料 1件につき5,000円

6. 留意事項について

一般廃棄物処理業の許可を受けた者はその業を行うにあたって、果たすべき役割の重要性を認識し、特に次の各事項について留意してください。

■ 関係法令の厳守

関係法令を厳守するとともに、その業務を自らの責任において適正に行ってください。

■ 取り扱う一般廃棄物の制限について

収集運搬業にあっては、許可証に明記され、かつ一般廃棄物の持ち込み先で処理できるもの以外は扱うことができません。特に、中間処理施設及び最終処分場においては、処理可能な範囲を確認し、常に適正に処理してください。

処分業にあっては、許可を受けた自社処理施設で扱える品目、能力等を十分に考慮して、一般廃棄物の排出先及び内容をよく確認し、その範囲を超えるものは受け入れることのないようにしてください。

■ 一般廃棄物の処理及び保管の基準

一般廃棄物の収集運搬処分にあっては、生活環境保全上支障のないように行ってください。

運搬車両・運搬容器等は、一般廃棄物が飛散し、流出し、また悪臭が発生しないよう十分な管理を行ってください。

保管の場合には、市が許可した施設で行うこととし、保管物の飛散、流出、地下浸透及び悪臭発生を防止し、保管施設にはネズミが生息したり、蚊やハエなどの害虫が発生したりすることのないよう、十分な管理を行ってください。また、保管場所には、一般廃棄物の積替えのための保管場所に係る掲示板の設置をしてください。

■ 使用車両について

使用車両として届出した車両以外は、市内で使用することができません。車両の変更が生じたときは、市長に届出が必要となります。

■再委託の禁止

一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、事業者から委託を受けた収集運搬処分を他人に委託することはできません。違反者は法により処罰されます。

■報告の義務

一般廃棄物処理業者は、「一般廃棄物処理計画（実績報告）書（様式第5号）」を、市長の定めるところにより報告しなければなりません。処理計画書は前月の20日まで、実績報告書は翌月の10日までに提出してください。

■申請事項の変更手続き

許可取得後、申請事項に変更が生じた場合は、「一般廃棄物処理業廃止（変更）届出書（様式第3号）」に必要書類を添付し提出してください。

届出事項	添付書類
事務所の所在地（住所）の変更	<ul style="list-style-type: none">・履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）・位置図、場内配置図・一般廃棄物処理業許可証
代表者の変更	<ul style="list-style-type: none">・履歴事項全部証明書・住民票・一般廃棄物処理業許可証
役員の変更	<ul style="list-style-type: none">・履歴事項全部証明書・一般廃棄物処理業許可証
社名の変更	<ul style="list-style-type: none">・履歴事項全部証明書・一般廃棄物処理業許可証
車両の変更	<ul style="list-style-type: none">・車両一覧表・新規車両の3面写真・新規車両の車検証の写し・一般廃棄物処理業許可証

■処理業の廃止届

一般廃棄物処理業者は、その業の全部又は一部を廃止しようとするときは、その30日前までに「一般廃棄物処理業廃止（変更）届出書（様式第3号）」を市長に提出しなければなりません。

■許可証の再交付申請

許可証を交付された者が、許可証を紛失又は破損したときは、直ちに「一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第4号）」を市長に提出し、許可証の再交付を

受けてください。

■許可の取消しについて

一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する行為をした場合や、資格基準に適合しなくなった場合などには、営業の停止又は許可の取消しを命ずることがあります。

■その他の事項

その他、以下に掲げる事項を遵守してください。

- (1) クリーンセンター搬入時には、施設管理者や誘導係員等の指示に従ってください。
- (2) 一般廃棄物の分別、減量化、資源化に努めてください。
- (3) 収集運搬処分の作業時には、安全の確保に十分留意してください。
- (4) 安全運転管理、衛生管理、教育研修等の体制を確立してください。

7. 罰則について

許可を受けずに処理業を行ったり、無届けで諸事項の変更を行ったりした場合には、以下の罰則が適用されます。

■5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科

- 市町村長の許可を受けずに、一般廃棄物の収集運搬を業とし行った者
- 市町村長の許可を受けずに、一般廃棄物の処分を業として行った者
- 事業の範囲を変更し、その許可を受けずに一般廃棄物の収集運搬処分の事業を行った一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 一般廃棄物収集運搬業者・処分業者で、許可の取消し又は事業停止命令に違反して当該処理事業を行った者
- 名義を貸して、他人に一般廃棄物の処理を業として行わせた一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 都道府県知事の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設を設置した者
- 変更の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設の変更をした処理施設設置者
- 廃棄物を不法投棄した者
- 一般廃棄物処理基準に適合しない処分に対する「措置命令」に違反した処分者等

■3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科

- 再委託禁止規定に違反して、一般廃棄物の処理を他人に委託した一般廃棄物収集運搬業者・処分業者

- 一般廃棄物処理施設の設置許可取消し命令・改善命令・使用停止命令に違反した者
- 都道府県知事の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者
- 廃棄物を焼却（違法焼却）した者
- 一般廃棄物処理基準に適合しない処理に対する「改善命令」に違反した処理基準適用者

■ 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 使用前検査義務規定に違反して、一般廃棄物処理施設を使用した設置者
- 変更の許可を受けた後、使用前検査義務規定に違反して、一般廃棄物処理施設を使用した処理施設の設置者

■ 30万円以下の罰金

- 帳簿備付義務規定に違反して、帳簿を備えず、規定事項を帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 帳簿保存義務規定に違反して、帳簿を保存しなかった一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 事業の廃止又は住所等変更事項の届出をせず、又は虚偽の届出をした一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 一般廃棄物処理施設の維持管理に関し、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった処理施設の設置者
- 処理施設の軽微な変更等又は廃止、休止、再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした一般廃棄物処理施設の設置者
- 一般廃棄物最終処分場において埋立処分が終了したとき、届出をせず、又は虚偽の届出をした最終処分場の設置者
- 相続により一般廃棄物処理施設設置者の地位を承継し、届出をせず、又は虚偽の届出をした相続人
- 廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は処理施設の構造若しくは維持管理に関し、都道府県知事又は市町村長が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした事業者、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者
- 立入検査若しくは廃棄物の収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 技術管理者を置かなかった一般廃棄物、産業廃棄物処理施設の設置者